



# 金 沢 市 公 報

号外第4号の5

令和5年(2023年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の 整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整 理に関する規則 (障害福祉課) 27
○金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則 (広報広聴課)	1	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条 例附則の規則で定める日を定める規則 (医療保険課) 27

## 規 則

金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金 沢 市 長 村 山 卓

### ●金沢市規則第2号

金沢市個人情報の保護に関する法律施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の意義の例による。

(委託等の措置)

第3条 市の機関等は、個人情報の取扱いの委託をしようとするときは、当該委託に係る契約書に次に掲げる事項を明記しなければならない。ただし、当該委託に係る業務の内容により必要がないと認める事項は、この限りでない。

- (1) 個人情報に関する秘密の保持及び事故防止に関する事項
- (2) 個人情報の収集の制限に関する事項
- (3) 再委託の禁止に関する事項
- (4) 個人情報の委託目的以外の利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (5) 個人情報の複写及び複製の禁止に関する事項
- (6) 個人情報の保管、廃棄及び返却に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報を保護するために必要な事項

2 前項の規定は、市の機関等が指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体をいう。）に公の施設の管理の業務（個人情報を取り扱うものに限る。）を行わせる場合について準用する。この場合において、前項中「個人情報の取扱いの委託をしようとするとき」とあるのは「公の施設の管理の業務（個人情報を取り扱うものに限る。）を行わせようとするとき」と、「当該委託に係る契約書」とあるのは「当該管理業務に係る協定書等」と、「再委託」とあるのは「委託」と、「委託目的」とあるのは「公の施設の管理目的」と読み替えるものとする。

(保有個人情報の目的外利用等の届出)

第4条 条例第3条の規定による市長への届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関等は、既に届出をした保有個人情報の目的外利用等と同一種類の目的外利用等をするときは、新たに保有個人情報目的外利用等届出書の提出は要しないものとする。

(個人情報ファイル簿等)

第5条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(様式第2号)とする。

2 条例第4条第1項に規定する規則で定める数は、100人とする。

3 条例第4条第1項に規定する条例個人情報ファイル簿は、条例個人情報ファイル簿(様式第3号)とする。

(保有個人情報の開示請求)

第6条 法第77条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書(様式第4号)とする。

(保有個人情報の開示請求に対する決定の通知)

第7条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書(様式第5号)とする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報不開示決定通知書(様式第6号)とする。

3 条例第5条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第7号)とする。

4 条例第6条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第8号)とする。

(保有個人情報に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定により第三者に意見書を提出する機会を与える場合の通知は、保有個人情報の開示決定等に係る意見書の提出に関する通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 法第86条第3項に規定する書面は、保有個人情報の開示決定に関する通知書(様式第10号)とする。

(保有個人情報の電磁的記録の公開の方法)

第9条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) ビデオテープ又は録音テープに記録されたもの 視聴又は複製物の交付

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイ装置に表示し、又は光ディスクに複製することが容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は複製物の交付により公開することができる。

3 第1項第1号及び前項の規定による電磁的記録の複製物の交付は、当該電磁的記録の全部を公開する場合に限り行うものとする。

(保有個人情報の閲覧等)

第10条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報を汚損し、又は破損することがないように取り扱わなければならない。

2 市の機関等は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の写しを交付する場合の交付部数は、請求1件につき1部とする。

(保有個人情報の開示の実施方法等の申出)

第11条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第11号)によるものとする。

(費用)

第12条 条例第7条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、別表のとおりとする。

2 条例第7条第2項に規定する写しの送付に要する費用は、実際に要する郵便物の料金の額とする。

3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、市の機関等がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(保有個人情報の訂正請求)

第13条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書(様式第12号)とする。

(訂正の請求に対する決定等の通知)

第14条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第13号)とする。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(様式第14号)とする。

3 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(様式第15号)とする。

4 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第16号)とする。

5 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第17号)とする。

(保有個人情報の利用停止請求)

第15条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(様式第18号)とする。

(利用停止請求に対する決定等の通知)

第16条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第19号)とする。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(様式第20号)とする。

3 法第102条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(様式第21号)とする。

4 法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第22号)とする。

(諮問をした旨の通知)

第17条 法第105条第2項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第23号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第18条 条例第9条の規定による法及び条例の運用状況の公表は、告示により行うものとする。

2 市の機関等は、毎年5月31日までに、前年度における請求受理件数、開示件数、不開示開件数その他法及び条例の運用状況を記載した書類を作成して市長に提出しなければならない。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市の機関等が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

区分	写しの種別	金額
文書及び図画(マイクロフィルムを除く。)	複写機により複写したもの(白黒)	1枚につき10円
	複写機により複写したもの(カラー)	1枚につき50円
マイクロフィルム	印刷物として出力したもの	1枚につき10円
電磁的記録	ビデオテープ又は録音テープに複製したもの	当該ビデオテープ又は録音テープの複製に要する費用に相当する額
	印刷物として出力したもの(白黒)	1枚につき10円
	印刷物として出力したもの(カラー)	1枚につき40円
	光ディスクに複製したもの	光ディスク1枚につき100円

備考

- 1 保有個人情報を複写機により複写し、又は印刷物として出力する場合は、日本産業規格A列3番の大きさ以内の大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 保有個人情報を複写機により複写し、又は印刷物として出力する場合で、用紙の両面に複写し、又は印刷物として出力したときは、片面を1枚として枚数を算定する。
- 3 保有個人情報を光ディスクに複製する場合は、日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものを用いるものとする。
- 4 事業者へ委託して保有個人情報の写しを作成した場合における当該写しの作成に要する費用の額は、この表の規定にかかわらず、当該委託に係る保有個人情報の写しの作成に要した費用に相当する額とする。

様式第1号(第4条関係)

## 保有個人情報目的外利用等届出書

届出年月日	
市の機関等及び事務担当組織の名称	
目的外利用等の区分	
目的外利用等をする年月日	
個人情報ファイルの名称	
目的外利用等をする保有個人情報の記録項目	
目的外利用等をする理由及び根拠	
目的外利用等をする保有個人情報の使用先	
目的外利用等をする保有個人情報の使用先における事務事業の名称	

## 様式第2号(第5条関係)

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	
備考	

様式第3号 (第5条関係)

## 条例個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
市の機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	
備考	

様式第4号(第6条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) (市の機関等名)

住所又は居所  
(ふりがな)  
氏名

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

Blank area for specifying the personal information to be disclosed.

様式第5号(第7条関係)

保有個人情報開示決定通知書	
第 号	
年 月 日	
住所又は居所 氏名	様  (市の機関等名) 印
年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定をしたので通知します。	
記	
1 開示する保有個人情報	
2 不開示とした部分及びその理由	
備考(この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)	
3 開示する保有個人情報の利用目的	
4 開示の実施の方法等	



様式第6号(第7条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定をしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

備考(この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第7号(第7条関係)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

様式第8号(第7条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
金沢市個人情報の保護に関する法律施行条例第6条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	

様式第9号(第8条関係)

<p>保有個人情報の開示決定等に係る意見書の提出に関する通知書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>住所又は居所 氏名 様</p> <p style="text-align: right;">(市の機関等名) 印</p>	
<p>に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第 項の規定により通知します。</p> <p>当該保有個人情報を開示することについてご意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。</p> <p>なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱います。</p>	
<p>開示請求に係る保有個人情報の名称等</p>	
<p>開示請求の年月日</p>	
<p>開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報 の内容</p>	
<p>意見書の提出先</p>	
<p>意見書の提出期限</p>	
<p>備考</p>	

(別紙)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先) (市の機関等名)

住所又は居所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所  
の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で通知のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	

様式第10号 (第8条関係)

保有個人情報の開示決定に関する通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	
開示を実施する日	

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第11号 (第11条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先) (市の機関等名)

住所又は居所  
(ふりがな)  
氏名

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称		
開示の実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ( )
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ( )
	(3) その他 ( )	① 全部 ② 一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

様式第12号 (第13条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) (市の機関等名)

住所又は居所  
(ふりがな)  
氏名

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
訂正請求の趣旨及び理由	



様式第13号 (第14条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正をすることに決定をしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第14号 (第14条関係)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正をしないことに決定をしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第15号 (第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

様式第16号 (第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所

氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	

様式第17号 (第14条関係)

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正を実施した内容及び理由	

様式第18号 (第15条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) (市の機関等名)

住所又は居所  
(ふりがな)  
氏名

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	
利用停止請求の趣旨及び理由	

様式第19号 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止をすることに決定をしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)

様式第20号 (第16条関係)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定をしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

備考 (この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。)



様式第21号 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	
延長の理由	

様式第22号 (第16条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

住所又は居所  
氏名

様

(市の機関等名)

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	

様式第23号 (第17条関係)

審査会諮問通知書	
第 号 年 月 日	
住所又は居所 氏名	様  (市の機関等名)
年 月 日付けの審査請求について、次のとおり金沢市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。	
記	
審査請求の対象となった決定	
諮問をした日	

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第3号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則の一部改正)

第1条 金沢市基準該当障害福祉サービスの事業を行う者の登録等に関する規則(平成15年規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第7項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第19条の11第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月31日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第4号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第39号）附則の規則で定める日は、令和5年5月7日（同日までに新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われたことにより療養のために労務に服することができない者にとっては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日後の日で、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた最初の日が令和5年5月7日後である場合に限り、当該労務に就くことを予定していた最初の日）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和5年(2023年)3月31日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄